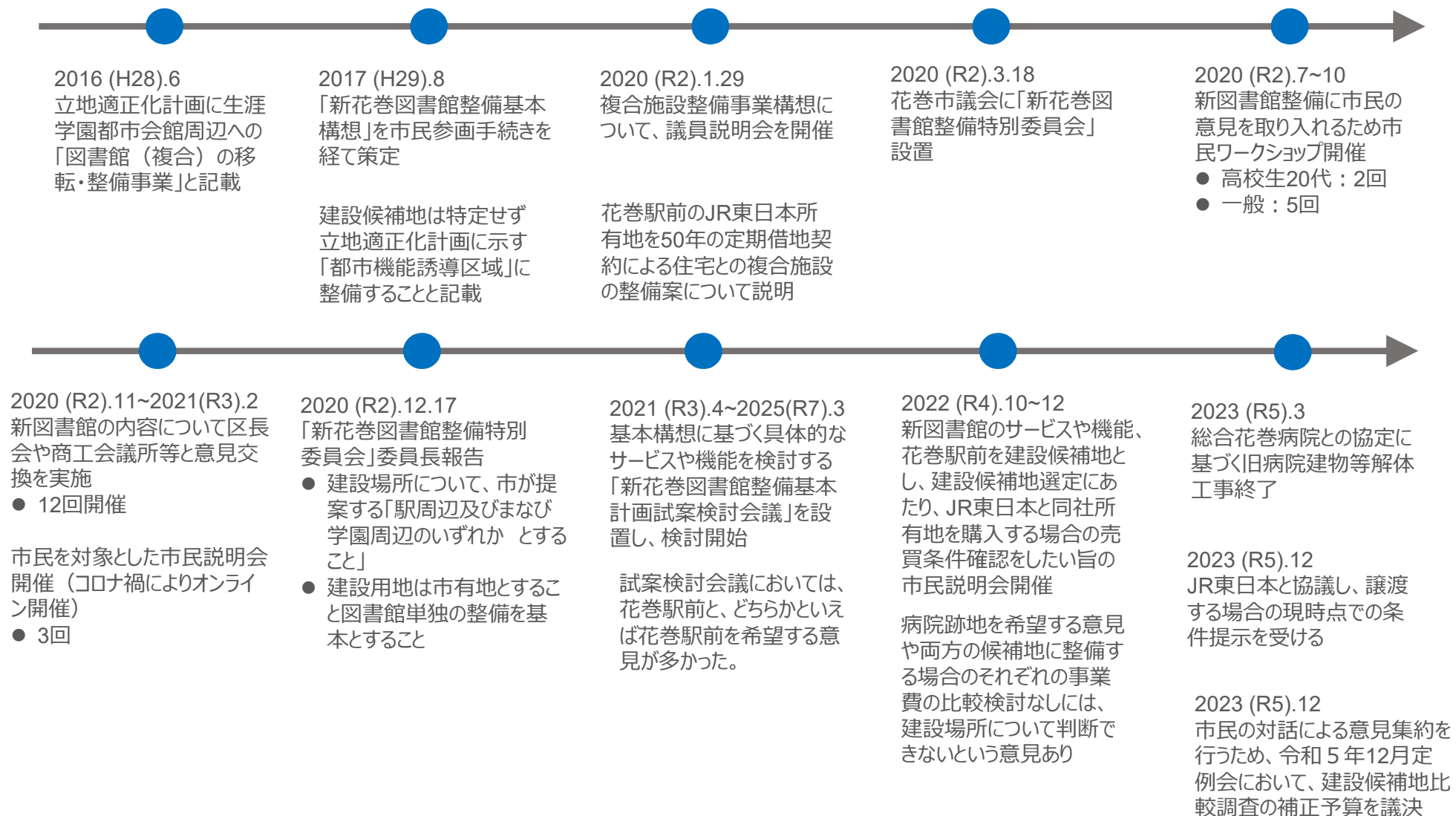


新花巻図書館整備に関する設計業務の実施について

生涯学習部新花巻図書館計画室

I .これまでの検討経過

これまで行ってきた市民ワークショップや市民説明会、図書館司書などの専門家等で構成された新花巻図書館整備基本計画試案検討会議、市民会議などで、新花巻図書館について検討を進める



I .これまでの検討経過

2024 (R6).1~
建設候補地ごとの事業
費やそれぞれの候補地に
建設した場合のイメージ
図の作成などを専門業者
に委託し実施

2024 (R6).6
令和 6 年6月議会におい
て、公募プロポーザルによ
り業者を選定し、市民の
対話を通じて意見集約
(花巻駅前、総合花巻
病院跡地) を実施するた
めの補正予算を議決

2024(R6).7~8
意見集約を行う業者を選定するため
の公募プロポーザルを実施

1 社申し込み。選定委員会が設
定した評価項目と基準点により審
査したが、合格の基準点に達しな
かった。

2024 (R6).8
公募プロポーザルに代えて
対話型の意見集約などに
実績がある慶應義塾大
学 S F C 研究所に助言
や監修と、ファシリテーター
紹介を依頼

2024(R6).9
同研究所から、慶應義塾
大学大学院特任教授で
あるLOCAL & DESIGN
株式会社代表取締役
山口寛氏を紹介。山口
氏の支援で対話の進め
方などを検討

2024 (R6).11.17~
比較調査結果資料を用いて、「対話」を
通じてお互いの意見や考え方を共有す
る市民会議を全 4 回開催
市は市民会議で出された意見を重く受
け止めて建設候補地を定めるための判
断材料として尊重したいと再三表明

2025 (R7).3
市は、これまで実施してきたワークショップ
や試案検討会議、市民説明会や市民
会議をふまえ、基本方針に示す図書館を
実現するための建設場所として「花巻駅
前」を建設候補地に選定

2025 (R7).3.11
第16回新花巻図書館整
備基本計画試案検討会
議において、これまでの会
議で話し合われた内容を
ふまえ加除修正した試案
を基本計画（案）とする
ことを確認

2025 (R7).3.18
花巻市社会教育委員会
議において、基本計画試
案の内容とこれまでの検
討状況を説明。変更を求
める意見なし

2025 (R7).3.21
花巻市教育委員会議におい
て、試案を基本計画（案）と
して市民参画手続きを行うこ
とを確認し、承認

2025 (R7).3
花巻市市民参画・協働推進委員
会で承認を受けた市民参画手続
きを実施し、いただいた意見で可
能な部分を基本計画に反映
パブリックコメント：4/1~4/30
86人133件

市民説明会：延べ118人参加
4/15大迫11人、4/16東和27人、
4/17石鳥谷12人、4/19花巻68人

図書館協議会における審議：5/13

2025 (R7).5.19
市民参画でいただいた意
見で可能な部分を反映し
た基本計画（案）につい
て教育委員会議定例会
において原案のとおり可決

2025 (R7).5.19
市議会に基本計画に基づ
く予算案を提出すること
について市長部局内におい
て決裁

**基本計画に基づき、新花巻
図書館整備に関する設計業
務のため、市議会に補正予
算案を提出。議会の承認を
いただければ、実施**

Ⅱ.新花巻図書館整備に関する設計業務の概要

1. 設計業務の発注方法

「基本設計」と「実施設計」についてこれまで市で業務委託を実施する場合に行ってきた分離発注ではなく、ひとつの契約として発注（債務負担行為）

（基本設計と実施設計をひとつの契約として発注することで期待できること）

- 基本設計と実施設計を一括で発注した場合、「基本設計」と「実施設計」とが連続することで、高度な建築設計技術に加え、環境などの制度や合意形成といった幅広い技術力が必要となることから、より優れた業者の参加が期待できる
- ひとつの契約の下、図書館設計全体に関与することになるため、分離発注の場合と比較して設計業務に対する責任が明確化されることで、設計成果としての質の向上が期待できる
- 基本設計終了後に実施設計の契約を待つ必要がなく、設計について工期の短縮が期待できる

Ⅱ.新花巻図書館整備に関する設計業務の概要

2. 設計業務で検討する内容

	標準業務 ※1	追加業務 ※2
基本設計	①設計条件等の整理 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ ④基本設計方針の策定 ⑤基本設計図書の作成 ⑥概算工事費の検討 ⑦省エネ・創エネに係る機能及び設備の検討 ⑧基本設計内容の建築主への説明等	①駐車場運営方法等検討業務 ②駐輪場計画業務 ③図書館前広場の基本設計業務（既存の融雪施設調査を含む） ④サイン計画・色彩計画検討業務（図書館内外及び計画敷地内） ⑤建築模型やC G等、イメージが伝わるものを作成 ⑦市民参加型ワークショップ等の開催業務 ⑧市民説明会開催補助及び住民説明等に必要な資料（日影図等）の作成 ⑨概略工事工程表の作成業務 ⑩ランニングコストの算定 ⑪パース作成業務 ⑫テレビ電波障害調査
実施設計	①要求等の確認 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③実施設計方針の策定 ④実施設計図書の作成 ⑤概算工事費の検討 ⑥実施設計内容の建築主への説明等	①敷地内既存建屋の解体設計業務 ②備品・什器実施計画業務 ③サイン・色彩計画関係図書の作成業務 ④JR東日本との線路近接協議資料の作成及び協議 ⑤騒音・振動調査 ⑥土地収用法の事業認定手続きに関する図面作成及び発注者が行う県協議等への同席 ⑦積算業務 ⑧建築確認申請書類の作成及び手続業務 ⑨ZEB認証に係る申請図書作成及び認証業務 ⑩建築物エネルギー消費性能確保計画の作成及び申請手続業務 ⑪リサイクル計画書作成業務 ⑫その他業務遂行上必要となる法令又は条例等に基づく各種申請、届出等の手続業務 ⑬パース、V R等設計成果が伝わるものを作成

※ 1 基本設計及び実施設計を行うにあたって発注者の事情によらず共通して行う必要があるもので国土交通省告示第8号で定められているもの

※ 2 標準業務以外で、個別事情に応じて検討が必要となる業務

「ボーリング調査」及び「土木詳細設計（広場・駐車場等）」については、図書館の建物位置決定後に行いたいため、今回の補正予算とは別途、市議会に補正予算案を提出。議会の承認をいただき、実施したい

Ⅱ.新花巻図書館整備に関する設計業務の概要

3. 業者の選定方法

- (1) 令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」で、図書館は、複雑な設計等を必要とするものに区分され、報酬額も係数を乗じた積算とするよう示されている。
- (2) 新図書館の設計業務にあたっては、限られた期間の中で図書館建物の位置、階層、外構（芝生広場の位置）などについて、いくつか案を比較検討し、市民の意見を踏まえながら、もっとも事業効果の高いレイアウトを提案することが求めており、ある程度のマンパワーは必要と考えられる。
- (3) 整備にあたり、財源として予定している都市構造再編集集中支援事業費補助金は、ZEB Readyの省エネ性能水準に適合する建築物を整備する場合には、上限が30億円となることから、ZEB化は必要であるが、ZEBの認証を受ける場合は、ZEBプランナー資格者による対応が必要である。（全国で登録数697社、岩手県 5 社、市内では所有する会社はなし）



- 専門的な知識と経験が要求されるものであり、その手法は定例的なものではない
- 様々な経験を有する業者の提案を受け、事業を実施する方が優れた成果を期待できる。



提案業者の技術を評価する手法として「公募型プロポーザル方式」により選定したい

※市内業者単独での履行完了は難しいことから、市外の設計業者の参画を認めるが、市外業者が市内の業者とＪＶ（共同企業体）を結成した場合は、プロポーザル審査時に評価点を加えることを検討

Ⅲ.令和7年第2回花巻市議会定例会に予算提案する内容

1. 補正額：25,611千円

設計業者選定公募プロポーザル実施に要する費用：359千円

公募プロポーザルの実施に伴う選定委員への謝礼等

新花巻図書館用地等測量調査業務：15,077千円

設計業務の基礎データとして、現地の測量を実施

(仮称)花巻中央地区都市再生整備計画策定：10,175千円

R8年度から国の「都市構造再編集集中支援事業補助金」を活用するため、R7年度に都市再生整備計画を策定

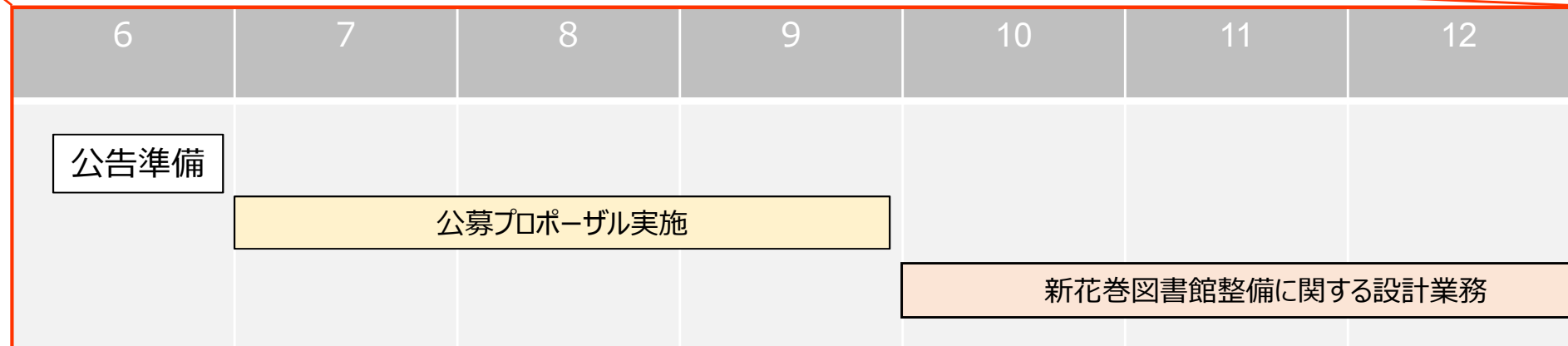
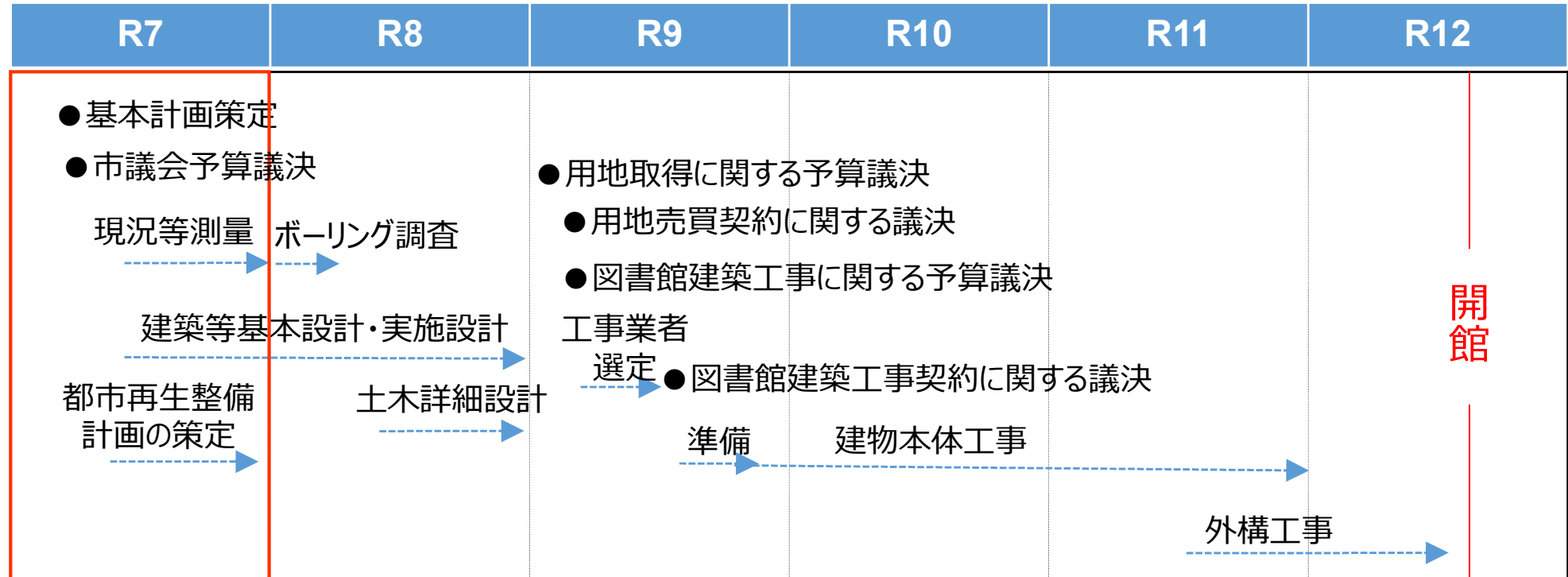
2. 債務負担行為の設定：408,000千円

【R7年度】：基本設計業務委託費 0千円

【R8年度】：基本設計業務委託費清算 116,000千円

実施設計業務委託費清算 292,000千円

IV.全体スケジュール



(参考) 公募プロポーザル方式とは

- 地方公共団体が行う発注は、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。
- この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがある。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められている。
- 随意契約を行うために業者を選定する手法としてプロポーザル方式がある。

花巻市では必要がある業務の契約締結にあたり、プロポーザル方式により 契約の相手方となる候補者を選定する場合の手続きについて、平成31年3月29日に花巻市プロポーザル方式運用ガイドラインを制定し、必要な事項を定めている。

本件については、価格のみならず、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の価格以外の要素を含めて、総合的に判断する必要がある業務であり、花巻市プロポーザル方式運用ガイドライン第3条第1項に定める施設の設計に関する業務に該当することから、プロポーザル方式による業者選定としたい。

※花巻市プロポーザル方式運用ガイドライン（平成31年3月29日制定 令和4年3月30日一部改正）より一部抜粋

このガイドラインにおいてプロポーザル方式とは、契約の相手方となる候補者を選定する場合において、一定の参加資格要件を満たす提案者を公募し又は指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてプレゼンテーション 及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した候補者を選定する方法としている。（第1条）

なお、プロポーザル方式は、この場合においては 公募型を原則とし、指名型は、業務の性質又は目的から提案者の範囲が限られることが明らかである場合等にのみ行うことができるものとする。（第2条）

また、同ガイドラインにおいて、プロポーザル方式によることができる業務とは、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある 業務 で、次に掲げるものとしている。（第3条）

(1)各種計画等の調査研究、企画立案に関する業務

(2)情報システム等の開発に関する業務

(3)施設の設計に関する業務

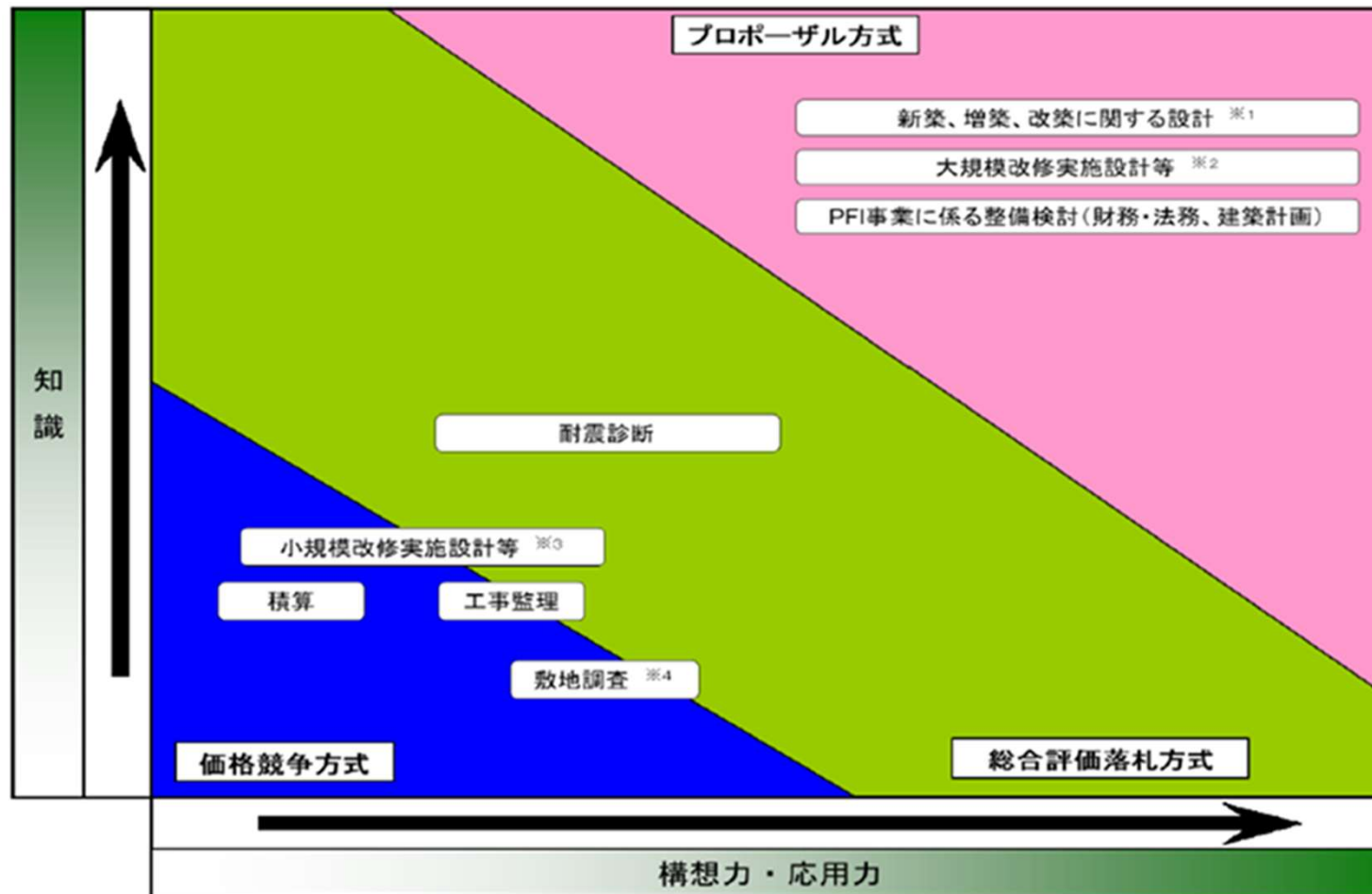
(4)イベント等の企画に関する業務

(5)前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により事業者を選定することが適当であると認められる業務

(参考)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」

国土交通省「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」(最終改定令和5年3月1部改正)に記載する「発注方式の概要と選定の考え方」では、調査・設計の発注に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型又は簡易型)のいずれかの方式を選定することを基本とし、各方式を選定する際の基本的な考え方及び標準的な業務内容に応じた発注方式事例を図に示している。

【標準的な業務内容に応じた発注方式事例ー建築ー】



※1 建築士法第3条又は第3条の2に規定する設計

※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第3条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 総合評価落札方式と価格競争方式の区分については、【測量調査】又は【地質調査】の区分に準ずる

※5 設計競技方式については上図によらないものとする